

# 三条市の耐震診断・耐震改修助成制度 Q & A



耐震診断や耐震改修の助成を受けることができるのはどんな住宅ですか？  
うちも対象になりますか？

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
  - ② 住宅の所有者が自ら居住している
  - ③ 地上 3 階建て以下の住宅
- 以上の条件を満たすもの



耐震診断はどのくらい費用がかかりますか？

高齢者等住宅は、**無料**で診断士を派遣して耐震診断を行います。それ以外の一般住宅では三条市が耐震診断費の一部を補助しますので、**自己負担 1 万円**で耐震診断を受けることができます。



**高齢者等住宅**とは、

- ① 高齢者（65 歳以上の者）のみが居住する住宅
- ② 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が居住する住宅
- ③ 身体障がい者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者が居住する住宅
- ④ 療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に A と表示されている者が居住する住宅

## ●三条市高齢者等木造住宅耐震診断士派遣事業

高齢者等住宅に該当する方は、診断士を派遣して耐震診断を行います。

個人負担	<b>無料</b>
申請方法	「診断士派遣申請書（様式第 1 号）」に、次の書類を添えて建築課に提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類</li> </ul> ※ 高齢者（65 歳以上の者）のみが居住する住宅以外の方は、申請時に、介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳を提示してください。

## ●三条市木造住宅耐震診断費補助金交付事業

診断士に依頼して住宅の耐震診断をする方に、耐震診断費の一部を補助します。

補助金の額	耐震診断に要する費用から 1 万円を差し引いて得た額（上限 8 万 9 千円）
申請方法	「補助金交付申請書（様式第 1 号）」に、次の書類を添えて建築課に提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震診断に係る見積書の写し</li> <li>・ 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類</li> </ul> ※お知り合いの診断士がないときは、最初に「木造住宅耐震診断申込書」を建築課に提出してください。(社)新潟県建築士会三南支部から診断士をご紹介します。



## 耐震改修ってお金がかかるんでしょう？

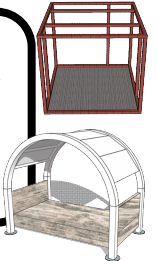
耐震改修工事費用は、三条市の令和5年度から7年度の実績では350万円から880万円程度かかっており、市内平均で520万程度。三条市では、その工事費用に対して最大**140万円**の補助金を交付しています。

家全体の耐震改修が難しい場合、**耐震シェルター等設置**にも最大**30万円**補助します。



## 耐震シェルター等とは何ですか？

地震による住宅の倒壊や家具の転倒、落下物などから身を守るため、安全な空間を確保することを目的としたものです。(シェルター、ベッド、テーブル等があります)



### ①耐震改修工事補助 住宅の耐震改修\*1を行う方に、工事費の一部を補助します。

※補助を受けるには、**市内業者(市内に本社又は本店を有する)**が施工する場合があります。**(支店・営業所は対象外です)**

補助金の額	耐震改修*1に要する経費の2分の1に相当する額(上限140万円)
申請方法	「補助金交付申請書(様式第1号)」に次の書類を添えて、建築課に提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の所有者及び建築年が確認できる書類の写し</li> <li>耐震診断書(上部構造評点が1.0未満)の写し</li> <li>付近見取図、工事計画図(平面図等耐震改修部分が確認できるもの)</li> <li>補強設計耐震診断書(補強計算による上部構造評点が1.0以上)の写し</li> <li>補助対象工事見積書の写し</li> </ul>

\*1 耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、耐震診断の結果、1.0未満と診断された木造住宅の上部構造評点を1.0以上にする工事を言います。

### ②耐震シェルター等設置補助 補助条件を満たす木造住宅の1階部分に、耐震シェルター等の設置する場合、工事費の一部を補助します。

補助金の額	補助対象工事に要する経費の2分の1に相当する額(上限30万円)
申請方法	「補助金交付申請書(様式第1号)」に次の書類を添えて、建築課に提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の所有者及び建築年が確認できる書類</li> <li>耐震診断書(上部構造評点が1.0未満)の写し又は「誰でもできるわが家の耐震診断」若しくは「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」</li> <li>付近見取図</li> <li>工事計画図(耐震シェルター等設置工事部分を確認できるもの)</li> <li>補助対象工事見積書の写し</li> <li>身体障がい者手帳をお持ちの方は、手帳の写し</li> </ul>

**申込期限 令和8年10月30日(金)まで**

問い合わせ先  
三条市役所建築課 審査指導係  
TEL:0256-34-5727

お気軽にお問い合わせ  
下さい



<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/kenchikuka/joseikin/index.html>  
↑HPより申請書・要綱などがダウンロードできます。